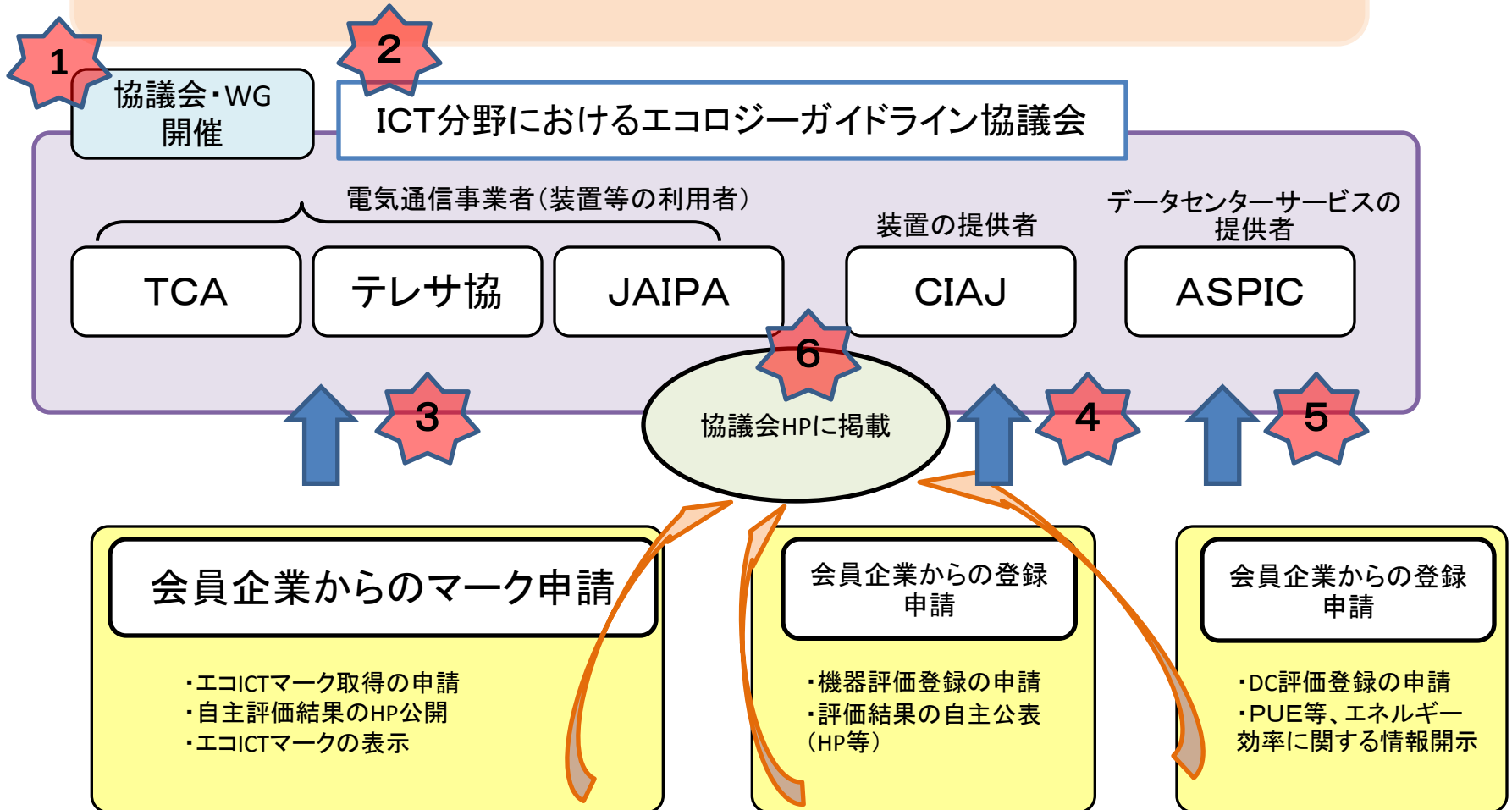


ガイドラインの改定(対象装置の追加、評価指標や基準値等の見直し)  
ガイドラインの普及に関する広報、他業界団体とのアライアンス



# 事務費用の概算

## 【必要費用と概算金額】

人件費：約 250万円  
(1/2稼働)  
物件費：約 100万～ 200万円

物件費：約40万円～80万円  
(HP維持、運営、広報のみ)

### 6 1 協議会HP構築および運営費

- (1) サーバレンタル、協会専用サイトを開設：年間約20万円(毎年発生)
- (2) HP構築、検索機能等システム：約100万円(初年度のみ、その後適宜)
- (3) HP維持、運営：年間約20万円(毎年発生)又は延稼働24日

### 2 英訳費用

- 年一回程度、ガイドラインを更新する際の差分を英訳  
：年間約30万円(毎年発生)

### 3 受付事務等に係る人件費

- (1) 装置等の評価に係る登録受付事務
  - ・機器 約5500機種 ⇒ 登録率10%：延稼働36日
  - ・データセンター ASPICのDC事業者数44 ⇒ 登録率20%：延稼働12日
- (2) エコICTマーク申請(更新)に係る登録受付事務
  - ・エコICTマーク 事業者数621 (TCA,テレサ協、JAIPA)  
⇒登録率TCA50%、テレサ協20%、JAIPA20%(情流課アンケート回答率)  
：延稼働24日
- (3) 協議会開催、ガイドライン改定等に係る事務局事務(前後準備等を含めて、  
×3日)  
⇒協議会年2回、WG年4回程度：延稼働18日

### 2 4 その他経費

- (1) 協議会に関する広報活動費
  - ・ポスターおよびチラシ、解説書作成等：年間約30万円
- (2) 他業界団体との提携および説明会実施  
⇒他業界団体との折衝：随時(月1)、説明会：年2回(×3日)  
：延稼働18日

## 【削減手法と課題】

- ① 原則、固有な情報は持たず事業者及びベンダーHPへリンクを張ることで、情報量を最小限に抑える
- ② 高機能は持たず、TOPページも質素・簡略に
- ③ 各団体で分散運営することで内製化
  - 一定のセキュリティレベルを維持する必要がある

- ① 次回以降は英訳版は作成しない、又は担当するメンバーが英訳も同時に作成
  - 担当者の負担が増加する
  - 外資ベンダーの反応は？

- ① 協議会HPの登録事務は、事業者及びベンダーの所属する事業者団体が一旦取りまとめて、ファイル化する
- ② 事業者及びベンダー各社は、自らのHP上に内容を公開(協議会(TCA)HPには、各社の当該URLのみ掲載する)
- ③ 協議会HPの更新は、TCAが月1回を原則として行う
- ④ 協議会開催は、TCAが主体となる
- ⑤ 装置の追加、指標の見直しは、関連事業者団体が基本的素案を作成し、WGで審議する
  - 業務のピーク期と閑散期の差が大きい上、多職種に及ぶ
  - 必要とする時のみの勤務形態には限界がある
  - 各構成団体(特にTCA)の事務負担の増加
  - 掲載する各社の作業負担の増加 ⇒ 登録数の減少

- ① 広報及び他業界団体とのアライアンス交渉等は、5団体事務局が協力して行い、人的費用は各団体で吸収
  - 各構成団体の事務負担の増加

# 事務の分担案

**450万円(初年度) ~ 350万円(次年度以降) の経費が発生する予定**

経費を抑える案として、

- ①登録等の人件費相当は、協議会参加団体にて事務を分担することで費用を吸収する
- ②協議会HPはTCAサイトで行い、運営は最低限の稼働に抑える
- ③協議会HPにおけるデータの公開について、内容は各事業者及びベンダーのHPに掲載してもらい、協議会HPは各社のURLのみを掲載する(リンクを張ることを基本とする)

## 【事務を軽微とする分担案】

完全に実施できた場合は、HPの初期構築及び維持、広報費用のみとなる  
**80万円(初年度) ~ 40万円(次年度以降) の経費となる予定**

### 1 登録・更新事務

#### ① 「装置」及び「データセンター」

- ・ベンダー各社は自らのホームページ上にデータを公開する。
- ・協議会(装置はCIAJ、DCはASPIC)に登録を届け出、協議会(TCA)が事業者名、リンク先を掲載する。  
(本協議会の構成事業者団体に属するベンダーは、当該事業者団体に届出を行い、事業者団体は届出を取りまとめの上データを作成後、TCAにファイルを送付する。)
- ・団体に属さない事業者は、CIAJに届出を行う。

#### ② 「エコICTマーク」

- ・事業者各社は自らのホームページ上でデータを公開する。
- ・事業者は協議会(各団体)に登録を届け出、協議会(TCA)が事業者名、リンク先を掲載する。  
(本協議会の構成事業者団体に属する事業者は、当該事業者団体に届出を行い、事業者団体は届出を取りまとめの上データを作成後、TCAにファイルを送付する。)
- ・団体に属さない事業者は、TCAに届出を行う。

### 2 協議会開催、ガイドライン改定取りまとめ事務

- ・協議会開催、WG開催に関する事務は、TCAが主体的に運営
- ・装置の追加、評価指標の見直しに関する事務等は、関連する事業者団体が基本的素案を作成(CIAJ,ASPIC等)
- ・協議会、WGの議事録作成は、上記以外の事業者団体で分担
- ・広報・他業界団体とのアライアンス交渉は、事務局が協力して行う。